

岩手県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 7 月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第43号

岩手県県税条例等の一部を改正する条例

(岩手県県税条例の一部改正)

第 1 条 岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後				
1	<p>(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)</p> <p>第67条の2 [略]</p> <p>(県たばこ税の課税標準)</p> <p>第67条の3 県たばこ税の課税標準は、第67条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。<u>この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>重 量</th></tr></thead></table>	区 分	重 量	<p>(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)</p> <p>第67条の2 [略]</p> <p><u>(製造たばことみなす場合)</u></p> <p>第67条の2の2 <u>加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社その他の法第74条の3の2の政令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。</u></p> <p>(県たばこ税の課税標準)</p> <p>第67条の3 県たばこ税の課税標準は、第67条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等<u>(第3項第3号アにおいて「売渡し等」という。)</u>に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 前項の製造たばこ<u>(加熱式たばこを除く。)</u>の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ<u>同表の右欄</u>に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>重 量</th></tr></thead></table>	区 分	重 量
区 分	重 量					
区 分	重 量					

(1) 喫煙用の製造たばこ	[略]
ア <u>パイプたばこ</u>	
イ <u>葉巻たばこ</u>	
ウ [略]	
[略]	

(1) 喫煙用の製造たばこ	[略]
ア <u>葉巻たばこ</u>	
イ <u>パイプたばこ</u>	
ウ [略]	
[略]	

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の法第74条の4第3項第2号の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額として法第74条の4第3項第3号の政令で定めるところにより計算した金額をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金

	<p>(県たばこ税の税率)</p> <p>第67条の4 県たばこ税の税率は、1,000本につき<u>860円</u>とする。</p>	<p>額</p> <p>(県たばこ税の税率)</p> <p>第67条の4 県たばこ税の税率は、1,000本につき<u>930円</u>とする。</p>
2	<p>(県たばこ税の課税標準)</p> <p>第67条の3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(県たばこ税の課税標準)</p> <p>第67条の3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>
3	<p>(県民税の課税客体等)</p> <p>第27条 県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額によって、第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額によって、第5号に掲げる者に対しては利子割額によって、第6号に掲げる者に対しては配当割額によって、第7号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によって課する。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対す</p>	<p>(県民税の課税客体等)</p> <p>第27条 県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額により、第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額により、第5号に掲げる者に対しては利子割額により、第6号に掲げる者に対しては配当割額により、第7号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額により課する。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対す</p>

る法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によって法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

6 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下県民税について「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定を適用する。

7 第1項第2号に掲げる者については、市町村民税を均等割によって課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして県民税を課する。

（法人の県民税の申告納付）

第39条 県民税を申告納付する義務がある法人（法人課税信託の引受けを行う個人を含む。）は、法第53条第1項、第2項、第4項、第19項及び第21項から第23項までの申告書を局長に提出し、及びその申告した県民税額又は法第53条第1項後段及び第3項の規定によって提出があったものとみなされる申告書に係る県民税に相当する税額の県民税を納付書によって納付しなければならない。

2 法人税法第71条第1項若しくは第144条の3第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定によって申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結事業年度開始の日から6月の期間中において当該法人の寮等のみが所在する場合は、前項（法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項

る法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

6 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下県民税について「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第39条第3項を除く。）の規定を適用する。

7 第1項第2号に掲げる者については、市町村民税を均等割により課する市町村ごとに一の納税義務があるものとして県民税を課する。

（法人の県民税の申告納付）

第39条 県民税を申告納付する義務がある法人（法人課税信託の引受けを行う個人を含む。）は、法第53条第1項、第2項、第4項、第19項及び第21項から第23項までの申告書を局長に提出し、並びにその申告した県民税額又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る県民税に相当する税額の県民税を納付書により納付しなければならない。

2 法人税法第71条第1項若しくは第144条の3第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は法第53条第2項の規定により申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその連結事業年度開始の日から6月の期間中において当該法人の寮等のみが所在する場合は、前項（法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項及び

及び法第53条第2項に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から6月の期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。

(事業税の課税客体等)

第42条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。

(1) 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア [略]

イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第5項各号に掲げる法人、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(

法第53条第2項に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結事業年度開始の日から6月の期間に係る均等割額について申告納付することを要しない。

3 特定法人(法第53条第47項に規定する特定法人をいう。)である内国法人は、第1項の規定により、同項の規定による申告書(以下この項において「納税申告書」という。)により行うこととされ、又は納税申告書に法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類(以下この項において「添付書類」という。)を添付して行うこととされている法人の県民税の申告については、第1項の規定にかかわらず、同条第46項の総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法その他同項の総務省令で定める方法により局長に提供することにより、行わなければならない。

(事業税の課税客体等)

第42条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。

(1) 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア [略]

イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第5項各号に掲げる法人、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定する投資法人をいう。)、特定目

平成10年法律第105号) 第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

(2) [略]

2 [略]

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、法第72条の2第4項の収益事業又は法人課税信託(法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受けを行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)は、法人とみなして、この節中法人に関する規定を適用する。

4～6 [略]

(法人の事業税の申告納付)

第47条 [略]

2～5 [略]

6 法第72条の33第3項の規定による修正申告書を提出する法人が当該修正申告納付すべき期間は、同条同項に規定する国の税務官署が更正又は決定の通知をした日から1月以内とする。

的会社(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。)並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

(2) [略]

2 [略]

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、法第72条の2第4項の収益事業又は法人課税信託(法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受けを行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)は、法人とみなして、この節(第47条第7項を除く。)中法人に関する規定を適用する。

4～6 [略]

(法人の事業税の申告納付)

第47条 [略]

2～5 [略]

6 法第72条の31第3項の規定による修正申告書を提出する法人が当該修正申告納付すべき期間は、同項に規定する国の税務官署が更正又は決定の通知をした日から1月以内とする。

7 特定法人(法第72条の32第2項に規定する特定法人をいう。)である内国法人は、法第72条の25、第72条の26、第72条の28、第72条の29又は第72条の31第2項若しくは第3項の規定により、法第72条の25、第72条の26、第72条の28若しくは第72条の29の規定による申告書又は法第72条の31第2項若しくは第3項の規定による修正申告書(以下この項において「納税申

(地方消費税の課税客体及び課税標準)

第53条の2 地方消費税は、法第72条の77第1号に規定する事業者（以下この節において「事業者」という。）の行った法第72条の78第1項に規定する課税資産の譲渡等（以下この節において「課税資産の譲渡等」という。）及び同項に規定する特定課税仕入れ（次条において「特定課税仕入れ」という。）については、当該事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。）を除く。）に対し、譲渡割によって、法第72条の78第1項に規定する課税貨物については、当該課税貨物を消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割によって課する。

2 [略]

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、法人とみなして、この節の規定を適用する。

4 [略]

(譲渡割の申告納付)

告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書に法若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の事業税の申告については、法第72条の32第1項の総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法その他同項の総務省令で定める方法により局長に提供することにより、行わなければならない。

(地方消費税の課税客体及び課税標準)

第53条の2 地方消費税は、法第72条の77第1号に規定する事業者（以下この節において「事業者」という。）の行った法第72条の78第1項に規定する課税資産の譲渡等（以下この節において「課税資産の譲渡等」という。）及び同項に規定する特定課税仕入れ（次条において「特定課税仕入れ」という。）については、当該事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。）を除く。）に対し、譲渡割により、法第72条の78第1項に規定する課税貨物については、当該課税貨物を消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割により課する。

2 [略]

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、法人とみなして、この節（第53条の5第3項を除く。）の規定を適用する。

4 [略]

(譲渡割の申告納付)

第53条の5 [略]

2 [略]

附 則

(譲渡割の申告及び納付の特例)

第20条の2の8 譲渡割の申告は、当分の間、第1章第2節及び附則第20条の2の6の規定にかかわらず、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税務署長にしなければならない。この場合において、第53条の5中「局長」とあるのは、「税務署長」とする。

2 譲渡割の納税義務者は、当分の間、第1章第2節及び附則第20条の2の

第53条の5 [略]

2 [略]

3 特定法人（消費税法第46条の2第2項に規定する特定法人をいう。）である事業者（前2項の事業者に限る。）は、前2項の規定により、これらの規定による申告書（以下この項において「納税申告書」という。）により行うこととされている譲渡割の申告については、前2項の規定にかかわらず、法第72条の89の2第1項の総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項を、同項の総務省令で定めるところにより、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法その他同項の総務省令で定める方法により局長に提供することにより、行わなければならない。

附 則

(譲渡割の申告及び納付の特例)

第20条の2の8 譲渡割の申告は、当分の間、第1章第2節及び附則第20条の2の6の規定にかかわらず、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税務署長にしなければならない。この場合において、第53条の5第1項及び第2項中「局長」とあるのは「税務署長」と、同条第3項中「、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法その他同項の総務省令で定める方法により局長に」とあるのは「あらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその申告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として法附則第9条の5の規定により読み替えて適用される法第72条の89の2第1項の総務省令で定める方法により」とする。

2 譲渡割の納税義務者は、当分の間、第1章第2節及び附則第20条の2の

<p>6の規定にかかわらず、譲渡割を、消費税の納付の例により、消費税の納付と併せて国に納付しなければならない。この場合において、<u>第53条の5</u>中「納付しなければならない」とあるのは、「<u>国に納付しなければならない</u>」とする。</p>	<p>6の規定にかかわらず、譲渡割を、消費税の納付の例により、消費税の納付と併せて国に納付しなければならない。この場合において、<u>第53条の5第1項及び第2項</u>中「納付しなければならない」とあるのは、「<u>国に納付しなければならない</u>」とする。</p>
<p>4 (県たばこ税の課税標準)</p> <p>第67条の3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(県たばこ税の税率)</p> <p>第67条の4 県たばこ税の税率は、1,000本につき<u>930円</u>とする。</p>	<p>(県たばこ税の課税標準)</p> <p>第67条の3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(県たばこ税の税率)</p> <p>第67条の4 県たばこ税の税率は、1,000本につき<u>1,000円</u>とする。</p>
<p>5 (個人の県民税の非課税の範囲)</p> <p>第27条の3 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、県民税の均等割及び所得割(第2号に該当する者にあつては、<u>第36条の2の規定によって</u>課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が<u>125万円</u>を超える場合を除く。)</p> <p>附 則</p> <p>(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)</p>	<p>(個人の県民税の非課税の範囲)</p> <p>第27条の3 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、県民税の均等割及び所得割(第2号に該当する者にあつては、<u>第36条の2の規定により</u>課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が<u>135万円</u>を超える場合を除く。)</p> <p>附 則</p> <p>(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)</p>

<p>第9条 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第28条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第27条第1項の規定にかかわらず、県民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第30条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>第9条 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第28条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第27条第1項の規定にかかわらず、県民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第30条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>
<p>6 (県たばこ税の課税標準)</p> <p>第67条の3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(県たばこ税の税率)</p>	<p>(県たばこ税の課税標準)</p> <p>第67条の3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(県たばこ税の税率)</p>

	<p>第67条の4 県たばこ税の税率は、1,000本につき<u>1,000円</u>とする。</p>
<p>7 (製造たばことみなす場合)</p> <p>第67条の2の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社その他の法第74条の3の2の政令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。<u>次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。</u>)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。</p> <p>(県たばこ税の課税標準)</p> <p>第67条の3 県たばこ税の課税標準は、第67条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(第3項第3号アにおいて「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法</u></p> <p><u>(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の法第74条の4第3項第2号の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</u></p> <p><u>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額として法第74条の4第3項第3号の政令で定めるところにより計算した金額をもって紙巻たばこの0.5</u></p>	<p>第67条の4 県たばこ税の税率は、1,000本につき<u>1,070円</u>とする。</p> <p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第67条の2の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社その他の法第74条の3の2の政令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。</p> <p>(県たばこ税の課税標準)</p> <p>第67条の3 県たばこ税の課税標準は、第67条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(第3項第2号アにおいて「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、<u>次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</u></p> <p><u>(1) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の法第74条の4第3項第1号の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額として法第74条の4第3項第2号の政令で定めるところにより計算した金額をもって紙巻たばこの0.5</u></p>

本に換算する方法 ア・イ [略]	本に換算する方法 ア・イ [略]
---------------------	---------------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成27年岩手県条例第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（県たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、岩手県県税条例（以下この条において「条例」という。）第67条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、条例第67条の4の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 平成30年4月1日から<u>平成31年3月31日</u>まで 1,000本につき656円3～12 [略]</p> <p>13 <u>平成31年4月1日</u>前に条例第67条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（県たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、岩手県県税条例（以下この条において「条例」という。）第67条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、条例第67条の4の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 1,000本につき656円3～12 [略]</p> <p>13 <u>平成31年10月1日</u>前に条例第67条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、</p>

1,000本につき204円とする。

14 第4項から第8項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4項	[略]	
	[略]	<u>平成31年4月30日</u>
[略]		
第6項	[略]	<u>平成31年9月30日</u>
[略]		

1,000本につき274円とする。

14 第4項から第8項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4項	[略]	
	[略]	<u>平成31年10月31日</u>
[略]		
第6項	[略]	<u>平成32年3月31日</u>
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中表1の項の改正部分及び第2条並びに附則第5条の規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中表2の項の改正部分及び附則第6条の規定 平成31年10月1日
- (3) 第1条中表3の項の改正部分並びに次条第2項、附則第3条及び附則第4条の規定 平成32年4月1日
- (4) 第1条中表4の項の改正部分及び附則第7条の規定 平成32年10月1日
- (5) 第1条中表5の項の改正部分及び次条第1項の規定 平成33年1月1日
- (6) 第1条中表6の項の改正部分及び附則第8条の規定 平成33年10月1日
- (7) 第1条中表7の項の改正部分及び附則第9条の規定 平成34年10月1日

(県民税に関する経過措置)

第2条 この条例(第1条中表5の項の改正部分に限る。)による改正後の岩手県県税条例第27条の3及び附則第9条の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成32年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 この条例(第1条中表3の項の改正部分に限る。)による改正後の岩手県県税条例(次条及び附則第4条において「32年4月新条例」という。)第27条第6項及び第39条第3項の規定は、前条第3号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事

業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第3条 32年4月新条例第42条第3項及び第47条第7項の規定は、附則第1条第3号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

第4条 32年4月新条例第53条の2第3項及び32年4月新条例附則第20条の2の8第1項後段の規定により読み替えられた32年4月新条例第53条の5第3項の規定は、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の7第3項に規定する課税期間が附則第1条第3号に掲げる改正部分及び規定の施行の日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が同日前に開始した場合については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる改正部分及び規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成30年10月1日前に岩手県県税条例(以下この項、第7項、附則第7条第7項及び附則第8条第7項において「条例」という。)第67条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(条例第67条の5第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。)が行われた地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法第74条第1号に規定する製造たばこ(岩手県県税条例の一部を改正する条例附則第6条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この条において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する条例第67条第1項に規定する卸売販売業者等(以下「卸売販売業者等」という。)又は改正法第1条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)第74条第1項第4号に規定する小売販売業者(以下「小売販売業者」という。)がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

3 前項に規定する者は、改正法附則第10条第2項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、同条第3項の総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成30年10月31日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地を管轄する広域振興局長に提出しなければならない。

(1) 所持する製造たばこの区分(新法第74条第2項に規定する製造たばこの区分をいう。以下同じ。)及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

(2) 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

(3) その他参考となるべき事項

4 第2項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第23条第3項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第51条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する広域振興局長に提出されたものとみなす。

5 第3項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

6 第2項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、この条例（第1条中表1の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県県税条例（以下この項において「新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第67条の3第1項、第67条の4、第67条の5、第67条の7、第67条の9及び第67条の10の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条第2項第5号	盛岡市	卸売販売業者等（第67条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。）にあつては当該製造たばこの貯蔵場所の所在地、小売販売業者にあつては当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地
第67条の3第2項	前項	岩手県県税条例等の一部を改正する条例（平成30年岩手県条例第43号。次項において「平成30年改正条例」という。）附則第5条第2項
第67条の3第3項	第1項	平成30年改正条例附則第5条第2項

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、条例第67条の9の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が条例第67条の7の規定により提出すべき申告書には、改正法附則第10条第7項の総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

第6条 附則第1条第2号に掲げる改正部分及び規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第4号に掲げる改正部分及び規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、な

お従前の例による。

- 2 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた新法第74条第1項第1号に規定する製造たばこ（以下この条及び次条において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 3 前項に規定する者は、改正法附則第12条第2項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、同条第3項の総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成32年11月2日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地を管轄する広域振興局長に提出しなければならない。
 - (1) 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
 - (2) 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
 - (3) その他参考となるべき事項
- 4 第2項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第25条第3項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第51条第10項において準用する同条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する広域振興局長に提出されたものとみなす。
- 5 第3項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 6 第2項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、この条例（第1条中表4の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県県税条例（以下この項において「32年10月新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（32年10月新条例第67条の3第1項、第67条の4、第67条の5、第67条の7、第67条の9及び第67条の10の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年10月新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条第2項第5号	盛岡市	卸売販売業者等（第67条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。）にあつては当該製造たばこの貯蔵場所の所在地、小売販売業者にあつては当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営
-----------	-----	---

		業所の所在地
第67条の3第2項	前項	岩手県県税条例等の一部を改正する条例（平成30年岩手県条例第43号。次項において「平成30年改正条例」という。）附則第7条第2項
第67条の3第3項	第1項	平成30年改正条例附則第7条第2項

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、条例第67条の9の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が条例第67条の7の規定により提出すべき申告書には、改正法附則第12条第7項の総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる改正部分及び規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

3 前項に規定する者は、改正法附則第13条第2項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、同条第3項の総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成33年11月1日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地を管轄する広域振興局長に提出しなければならない。

(1) 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

(2) 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額

(3) その他参考となるべき事項

4 第2項に規定する者が、前項の規定による申告書を、改正法附則第26条第3項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第51条第12項において準用する同条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する広域振興局長に提

出されたものとみなす。

- 5 第3項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 6 第2項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、この条例（第1条中表6の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県県税条例（以下この項において「33年新条例」という。）の規定中県たばこ税に関する部分（33年新条例第67条の3第1項、第67条の4、第67条の5、第67条の7、第67条の9及び第67条の10の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条第2項第5号	盛岡市	卸売販売業者等（第67条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。）にあつては当該製造たばこの貯蔵場所の所在地、小売販売業者にあつては当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在地
第67条の3第2項	前項	岩手県県税条例等の一部を改正する条例（平成30年岩手県条例第43号。次項において「平成30年改正条例」という。）附則第8条第2項
第67条の3第3項	第1項	平成30年改正条例附則第8条第2項

- 7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、条例第67条の9の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が条例第67条の7の規定により提出すべき申告書には、改正法附則第13条第7項の総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

第9条 附則第1条第7号に掲げる改正部分及び規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。